

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和3年5月14日(金曜日)

号外第32号

目次	ページ		
○条例		魚介類行商等に関する条例を廃止する等の条例附則第2項及び第3項の規定によりなおその効力を有することとされる旧魚介類行商等に関する条例の一部を改正する条例(健康医療・生活衛生課)	2
特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例(政策・NPO協働推進課)	2		

本号で公布された条例のあらまし

1 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

- (1) 特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、同法の引用規定を整備することとした。(第3条、第23条関係)
- (2) この条例は、令和3年6月9日から施行することとした。

2 魚介類行商等に関する条例を廃止する等の条例附則第2項及び第3項の規定によりなおその効力を有することとされる旧魚介類行商等に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 食品衛生法の一部改正に伴い、同法の引用規定を整備することとした。(第3条関係)
- (2) この条例は、令和3年6月1日から施行することとした。

購読料

一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部 三、七四円(消費税及び地方消費税込み)

発行

横浜市 中区 日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一一一一

印刷

横浜市 鶴見区 矢向三一一五一一二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一三三〇八

条 例

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年5月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第49号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成10年神奈川県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条（見出しを含む。）中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

第23条第1項中「第52条第4項（）」を「第52条第4項及び第5項（これらの規定を）」に、「」及び」を「」並びに」に改める。

附 則

この条例は、令和3年6月9日から施行する。

魚介類行商等に関する条例を廃止する等の条例附則第2項及び第3項の規定によりなおその効力を有することとされる旧魚介類行商等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年5月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第50号

魚介類行商等に関する条例を廃止する等の条例附則第2項及び第3項の規定によりなおその効力を有することとされる旧魚介類行商等に関する条例の一部を改正する条例

魚介類行商等に関する条例を廃止する等の条例（令和2年神奈川県条例第42号）附則第2項及び第3項の規定によりなおその効力を有することとされる旧魚介類行商等に関する条例（昭和41年神奈川県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書中「ただし、」の次に「食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の」を加え、同条第3項第2号中「第55条」を「第60条」に、「第56条」を「第61条」に改める。

附 則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。